

## 女性に対する暴力についての今後の課題（性犯罪、売買春）（案）

### 1 性犯罪

性犯罪は、女性に対する暴力の中でも、最も女性の人権を踏みにじる行為であり、決して許してはならないものである。それは、被害者を身体的に傷つけるのみならず、被害者の心も深く傷つけるものであり、このことを国民一人ひとりがよく理解し、関係機関は、その発生防止に全力で取り組んでいかねばならない。

特に、強姦、盗撮及び痴漢等については、厳正な取締りと加害者の厳正な処罰が求められている。最近、多発している女性に対する逮捕・監禁等について、これを性犯罪の観点からとらえることも必要であろう。

また、被害者に対しては、心身に深い傷を負ったことを関係者がよく理解し、十分な配慮を行うとともに、身体的・精神的回復のためのケアに努めていかねばならない。

さらに、性犯罪の発生防止のためには、性犯罪を助長するおそれのある雑誌やインターネットによるわいせつ画像を容易に入手することができる状況に対し、対策を講じていく必要がある。

#### (1) 加害者の厳正な処罰

##### ア 強姦罪の法定刑の引上げ

強姦は、加害者の性欲、支配欲等の欲望を満たすため、被害者の人格を踏みにじる行為であり、強姦された被害者の身体的、精神的苦痛は大きく、その回復には困難が伴うものである。しかも、強姦の認知件数は、平成8年までは1,500件前後で推移していたがその後増加に転じ、平成14年には2,300件を超えるまでに増えており、強姦に対する強い社会的非難を刑罰の形で表すため、また、その発生を抑止するためにも、強姦罪の法定刑（刑法第177条、2年以上の有期懲役）の下限を3年に引き上げるなど、法定刑の引上げを検討するべきである。

なお、強姦罪の法定刑については、その罪質や他罪の刑との均衡、被害内容や程度等を考慮して定められていることから、その引上げについては、他の凶悪犯罪の対処の在り方とも併せて検討する必要がある。

##### イ 盗撮に関する法整備

盗撮は、カメラによる犯罪であり、被害者の羞恥感情が傷つけられるのみならず、近年

そうして撮影された画像が雑誌やインターネットを通じて流通するなど法益侵害の程度が強まってきているところである。盗撮事案については、住居侵入罪、軽犯罪法違反、いわゆる迷惑防止条例違反等として、取締りを行っているところであるが、住居侵入に問えない事案においては法定刑が軽いとの指摘もあり、盗撮を厳正に処罰するための法整備を行うことを検討する必要がある。

その法整備にあたっては、保護法益を女性の性的羞恥心として捉えるか、プライベートな空間に侵入を受けない自由として捉えるかということとも関連して、処罰すべき範囲をどこまでとするかなどについて、検討が必要である。

## ウ 痴漢等の取締りの徹底

警察では、強制わいせつ罪、公然わいせつ罪、いわゆる迷惑防止条例（卑わい行為）を適用して、痴漢等を取り締まっているところであるが、若い女性を中心に重い被害を与えているケースも多いことから、今後も取締りを徹底していくべきである。

## エ PTSD以外の精神障害が傷害罪等の対象になり得ることの周知

性犯罪の後遺症としての精神障害については、PTSD（心的外傷後ストレス障害）だけが取り上げられる傾向にある。しかし、傷害罪等における傷害とは、他人の身体の生理的機能に障害を与えることであって、健康状態を不良に変更した場合を含み、人の精神的機能に障害を与える場合も傷害罪等の傷害に当たり得ると解されており、既に、「精神衰弱症に陥らせた行為」や「不安及び抑うつ状態に陥らせた行為」が傷害罪に当たるとされた裁判例がある。についてはPTSD以外の精神障害についても傷害罪等の対象になり得ることの周知を積極的に図るべきである。

## (2) 被害者への配慮とケア

### ア 女性の被害者の立場に立った刑事手続の実施

女性の被害者の立場に立った刑事手続としては、証人への付添い、証人の遮へい、ビデオリンク方式での証人尋問等被害者の精神的負担を軽減する措置が新たに導入された。今後とも、被害を受けた女性の精神的苦痛に配慮して、制度の運用をさらに進める必要がある。

特に、性犯罪の被害者に対する弁護士による尋問については、もう少し配慮すべきであるという議論もある。

なお、警察では、臨床心理士によるカウンセリングをはじめとする被害者対策を、検察庁では、被害者支援員制度や被害者ホットライン等を通じた被害者対策をそれぞれ実施している。

### イ 女性警察官の採用の拡大

被害者対策等の分野においては、女性被害者への対応に当たり女性警察官が活躍する機会も多いことから、引き続き女性警察官の積極的活用に必要なことがある。また、被害者対策の分野にとどまらず、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案、児童虐待等の事象への取組み、あるいは風俗事犯の摘発等女性警察官の能力や特性が発揮される職域が広がっていることから、今後も女性警察官の採用の拡大に努める必要がある。

#### ウ 被害者のケアのための対策

性犯罪の被害者のケアについては、精神保健福祉センターや保健所等において、医師・看護師等によって、被害者のケアに係る精神保健福祉相談を行うなどの対応がなされているところであり、今後とも、これらの者を対象とした心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る必要がある。

また、特に、近親者による性的虐待を受けた児童に対するケアについては、十分な配慮が必要である。

#### (3) 犯罪の予防

##### ア 性犯罪を助長するおそれのある雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット等の制限

強姦、調教ゲームやS M等の女性を蔑視し、物扱いするような内容の雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報については、現在、事案により、わいせつ物頒布罪や風営適正化法等を適用して取締りを行っているところであるが、特にインターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為については、厳正な取締りに努めるべきである。また、児童に対しては、風営適正化法、出会い系サイト規制法及び青少年保護育成条例等により、児童にとって有害な情報を目にしないような規制がなされており、今後ともこのような棲み分けを推進する必要がある。

なお、インターネットに関する法整備としては、電気通信によるわいせつな電磁的記録の頒布についても処罰できるようにするための刑法改正案が検討されており、さらに「コンテンツ安心マーク（仮称）」制度の創設に関する検討やモバイルフィルタリング機能の実現等に取り組むこととしており、今後も、こうしたIT技術の進展に対応した取組みに努めていくことが必要である。

また、こうした政府の取組みと合わせ、これら性犯罪を助長するおそれのある雑誌等については、それらの業界においても、自らの社会的な役割を自覚するとともに、業界の健全な発展が最終的に利益につながることを認識し、自主的な規制に取り組んでいくことが望まれる。

##### イ 性犯罪を助長するおそれのある文化を批判する啓発

性犯罪の防止のためには、社会の各界において、性犯罪を助長するおそれのある文化へ

の批判を強め、性犯罪は許されるものではなく、その発生防止は国民一人ひとりの責務であるとの意識啓発を行っていくことが必要であり、女性の人権を尊重する啓発活動に努めるべきである。

## 2 売買春

売買春は、女性の性を商品化し、金銭等により売買するものであって、女性の尊厳を傷つけ、その人権を軽視するものであることから、売春防止法違反事件につき、厳正な取締りに努めていくことが必要である。特に児童買春及び人身取引（トラフィッキング）については、国際的にも大きな問題になっており、その防止は重要な課題である。

また、売買春に派生して生じる性感染症の問題については、地方公共団体、医療関係者、民間団体等が連携して予防のための施策を実施し、また、望まない妊娠や10代の妊娠の問題についても、医師や看護師等による相談・援助事業等を行っているところであり、今後ともこのような施策を推進する必要がある。

### (1) 売買春一般

児童を対象とするもの、管理売春、暴力団が介入するもの、外国人女性を対象とするものを重点に売春防止法違反の取締りが行われているところであるが、暴力が介在してくる危険性に対しては、厳正な取締りが有効な手段であり、今後も厳正な取締りに努めるべきである。

### (2) 児童買春

児童買春については、これが児童の人権を侵害するものであることから、児童買春・ポルノ法等に基づいて厳正な取締りがなされているところであるが、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。

いわゆる援助交際については、これが児童買春につながるものであることを認識するとともに、児童が自分を大切にし、安易に売春に走らないような指導啓発を推進する必要がある。

また、出会い系サイトの利用に起因する児童買春等による児童の被害が多発していることから、出会い系サイト規制法に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行うとともに、国民への広報啓発や事業者への働き掛けなど児童による出会い系サイトの利用を防止するための施策を推進する必要がある。

また、買春側の大人に対する社会的、倫理的啓発活動や加害者の再犯防止対策についても検討する必要がある。

### (3) 人身取引（トラフィッキング）

人身取引の取締りは、刑法（逮捕・監禁罪、略取・誘拐罪等）、職業安定法、労働基準法等の各種労働者保護法規、出入国管理及び難民認定法、売春防止法、風営適正化法、児童福祉法及び児童買春・ポルノ法等を適用して行うことができるが、例えば、人身取引の被害者を使用する者等に対する規制を厳しくするなど、加害者の処罰の強化について検討する必要がある。なお、刑事手続において、人身取引の対象となった人々につき、人身取引の被害者としての面があることに配慮することも必要である。

また、国際組織犯罪防止条約及び人身取引議定書については、早期の締結を図るべきである。

なお、人身取引事件に関する捜査共助や犯罪者の引渡し等の関係国との協力を深めるとともに、国際的な啓発等を目的に、アジア地域等における協力枠組み（いわゆる「バリ・プロセス」）を実施しており、また、犯罪防止、被害者保護等を目的として、国際機関等を通じた協力を行っているところであるが、今後も国際協力を努めるべきである。